

一般 県道	植 木 山 鹿 線	鹿本郡植木町大字内字北井川 1144 番 1 地先から	前	7.6 ～ 24.4	325.0	単道改
		同 所 同 字 1437 番 1 地先まで		7.6 ～ 24.4		
		鹿本郡植木町大字内字北井川 1142 番 5 地先から	後	17.0 ～ 88.5	180.0	
同 所 字今宿 1437 版 1 地先まで						

2 区域変更する期日 平成 15 年 9 月 10 日

熊本県告示第 914 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 9 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 9 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	南 小 国 波 野 線	阿蘇郡産山村大字山鹿字北向山 743 番 1 地先から	133.0	緊道整
		同 所 同 字 731 番 5 地先まで		
"	"	阿蘇郡産山村大字山鹿字北深瀬 719 番 地先から	140.0	"
		同 所 字深瀬 713 番 1 地先まで		
一般県道	南 小 国 上 津 江 線	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字赤馬 157 番 3 地先から	115.5	単橋改
		同 所 字東市原 1919 番 2 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 15 年 9 月 10 日

熊本県告示第 915 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 9 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 9 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	清和砥用線	上益城郡清和村大字木原谷字夕石 232 番 4 地先から	383.6	単道改
		同 所 字井出口 980 番 1 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 15 年 9 月 10 日